参考２

**○　郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第２号）の解説　（関係部分抜粋）**

3-4-4　従業者の義務（第11条第2項関係）

| |
|---|
| 第11条（第2項）<br>2　郵便の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。 |

郵便法第8条第2項では、郵便の業務に従事する者に対し、郵便物に関して知り得た他人の秘密を守るべき義務を課されている。ここでいう「他人の秘密」とは、信書に限らず、郵便物すべてについて、通信文などの内容のみならず、差出人・受取人の氏名、住所又は居所、取扱年月日、差出通数その他通信そのものの構成要素を成す一切の事項を指し、転居届に係る情報及び配達原簿に係る情報も含まれる。（※）

一方、「信書の秘密」又は「郵便物に関して知り得た他人の秘密」のいずれにも該当しない個人情報を個人データといった形で保有している場合には、かかる守秘義務は及ばないと考えられるものの、個人情報保護の観点から同様に保護することが適当であることから、このような規定を置くこととしたものである。

第2項でいう「みだりに他人に知らせ」るとは、自己の権限に含まれない場合や含まれる場合であっても正当な理由なく他人に知らせることをいう。また、「不当な目的に使用」するとは、自己の利益を図るために利用する場合や他人の正当な利益に反して利用する場合をいう。

（※）郵便に関して知り得た他人の秘密に係る個人情報の第三者提供については、3-7-4（第三者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外）を参照のこと。

3-7-4　第三者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外（第15条第10項関係）

| |
|---|
| 第15条（第10項）<br>10　前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第８条その他の関連規定を遵守しなければならない。 |

第10項は、第１項から第９項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行おうとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。

このため、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第２項、少年法第６条の４、弁護士法第23条の２、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第３項等）がなされた場合など、第15条第１項各号の規定に該当する場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第８条第２項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密（※1）については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる（※2）。

【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることよる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】（※3）

事例 1）地方公共団体（提供を受ける情報を適切に管理する旨を表示して照会を行った者に限る。）が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第３項の規定に基づき、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居届に係る情報を、以下の２点を明らかにした上で照会してきた場合であって、事業者が、当該所有者等の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。

① 当該空家等が同法第２条第２項に規定する特定空家等又は同法第13条第１項に規定する管理不全空家等と判断できる状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人などの生命、身体の保護又は財産の緊急の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等に実施させるためにその連絡先を把握する必要があること

② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと

事例 2）大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を地方公共団体等に提供する場合。

事例 3）徴収職員又は徴税吏員が、国税徴収法第146条の２又は地方税法第20条の11の規定に基づき、国税又は地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該滞納者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。

事例 4）弁護士会が、弁護士法第23条の２の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため又は判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供する場合。

なお、これらの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。

（※1）郵便に関して知り得た他人の秘密に係る個人情報に関する従業者の義務については、3-4-4（従業者の義務）を参照のこと。

（※2）個人データの第三者への提供の原則については、3-7-1（第三者提供の制限の原則）を参照のこと。

（※3）第15条第１項との関係では、事例1、事例3 及び事例4 は、第15条第１項第１号に該当し、また、事例2 は、第15条第１項第２号に該当するため、個人データの第三者への提供に際して、本人の同意は不要である。